

# K-MIX R 共同利用支援システム「Share'D」利用規約

## 第1章 総則

### 第1条 (目的)

本規約は、かがわ医療情報ネットワーク協議会（以下「協議会」という。）が提供する K-MIX R 共同利用支援システム「Share'D」（以下「本システム」という。）の利用に関し、必要な事項を定めることにより、本システムを適正かつ円滑に運営し、高度医療機器等の共同利用を促進することを目的とする。

### 第2条 (規約への同意および包括契約)

1. 利用施設は、K-MIX R の利用規約に加え、本規約に従って本システムを利用するものとする。
2. 利用を希望する施設が本システムの利用登録を協議会に対して申請し、利用承認を受けた時点で、本規約に同意したものとみなす。
3. 本規約への同意をもって、本システムを利用する全施設間で「医療機器の共同利用（画診共同）に関する契約」が包括的に締結されたものとみなす。利用施設間で個別に書面による契約を締結することは妨げないが、その内容および手続きは当事者間で行うものとし、協議会はこれに関与しない。また、保険診療上の指導等に対応するため、依頼および受託の実績は各施設で適切に記録・保管するものとする。

### 第3条 (定義)

本規約において使用する用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

1. **本システム**：高度医療機器等の共同利用を促進するため、機器の検索、予約、利用料の決済代行等の機能を提供するシステム「Share'D」をいう。
2. **共同利用**：患者の診療を担当する医療機関の依頼に基づき、別の医療機関が当該患者に対して撮影等の設備提供および業務委託のみを実施する連携形態をいう。
3. **依頼施設**：本システムを利用して自院の患者の設備利用（撮影等）を他院に依頼する医療機関をいう。
4. **受入施設**：本システムを利用して他院からの依頼を受託し、設備を提供する医療機関をいう。
5. **利用料等**：受入施設が設定する委託料（設備提供料）、オプション料（読影料等）、および本システム利用手数料等の総称をいう。
6. **利用施設**：本システムの利用承認を受け、本システムを利用するすべての医療機関（依頼施設および受入施設）をいう。

---

## 第2章 利用条件および提供機能

### 第4条 (利用対象)

本システムを利用できる医療機関は、次の各号のすべてを満たすものとする。

1. 香川県内に所在する医療機関または協議会が許可した施設であること。
2. K-MIX R に加入していること。
3. 協議会が定める手続により利用承認を受けていること。

### 第5条 (提供機能)

本システムは、次の各号に掲げる機能を提供する。

1. 高度医療機器等の検索

2. 受入施設による空き枠、機器仕様および利用料等の公開
3. 利用依頼の予約および確定
4. 利用料等の請求および集金代行

#### **第6条（第三者への委託）**

協議会は、自らの責任において、本システムに関する業務の一部または全部を第三者に委託することができる。この場合、協議会は委託先に対して同等の守秘義務を負わせるものとし、委託先の開示義務は負わない。

#### **第7条（アカウントの管理責任）**

1. 利用施設は、自らの責任において本システムを利用するための ID およびパスワードを厳重に管理するものとし、これを第三者に貸与、譲渡、売買等をしてはならない。
2. アカウントの管理不十分、使用上の過誤、または第三者の使用等によって生じた損害に関する責任は利用施設が負うものとし、協議会は一切の責任を負わない。
3. 利用施設は、登録情報の変更を速やかに本システムに反映する義務を負う。登録情報の未更新により利用施設に生じた不利益について協議会は責任を負わない。

---

### **第3章 共同利用の原則および対象範囲**

#### **第8条（共同利用の範囲）**

1. 本システムによる共同利用における医療行為は、単純撮影を原則とし、造影検査その他侵襲を伴う検査や処置処方対象外とする。
2. 受入施設においては、原則として医師による保険診療としての「診察」を行わず、設備提供および業務委託のみを実施するものとする。

#### **第9条（診療報酬および患者への請求）**

1. 共同利用（画診共同）の場合：診療報酬（撮影料等）の請求および患者の窓口負担金の徴収は、依頼施設が行うものとし、受入施設での二重請求は固く禁じる。
2. 紹介での予約の場合：通常の紹介に準じて診療情報提供書を発行し、診療報酬は受入施設が請求する。この場合、依頼施設での撮影料等の請求は行えない。

---

### **第4章 役割および責任**

#### **第10条（依頼施設の役割および責任）**

依頼施設は、次の各号に掲げる事項について責任を負う。

1. 患者への十分な説明および同意取得、ならびに本システムを通じた予約手続。
2. 受入施設から提供された読影レポート等を「外部委託資料」として評価し、自らの判断として最終的な診断および診療方針を決定すること。
3. 受入施設から提供された画像・レポート等の確認と、自院の診療録（カルテ）への記載および保存義務。
4. 医療上の最終責任。

#### **第11条（受入施設の役割および責任）**

受入施設は、次の各号に掲げる事項について責任を負う。

1. 施設基準（様式 37「CT撮影及びMRI撮影の施設基準に係る届出書添付書類」の提出等）を満たした上での機器登録、および依頼内容に基づく適切な検査等の実施。

2. 実施前の安全確認（MRI 検査前の金属チェック等）。
3. 診療用放射線の安全管理に係る体制に基づく被ばく線量の管理、照射録等の作成および保存。
4. データおよび読影報告書等の依頼施設への速やかな提供。
5. 実施中に患者急変等により医師の介入が必要となった場合の、自施設の責任に基づく適切な対応（当該対応により発生した通常診療報酬は受入施設が患者へ請求可能とする）。

---

## 第 5 章 費用および決済

### 第 12 条（利用料等の設定と妥当性）

1. 受入施設は、委託料およびオプション料を任意に設定し、本システム上で公開するものとする。依頼施設が予約依頼を行った時点で、当該金額につき双方の合意が成立したものとみなす。
2. 委託料等の金額が診療報酬額を極端に上回る、あるいは下回る場合、行政当局から不適切な患者誘引等と疑われるリスクがあることを両施設は留意するものとする。これによる行政指導等について、協議会は一切の責任を負わない。

### 第 13 条（決済および精算）

本システムの導入費用および月額基本使用料は無料とし、予約来院が完了した実績についてのみ、協議会が定める代行業者を通じて精算を行う。精算は毎月末日を締め日とし、依頼施設としての支払額および受入施設としての受取額をそれぞれ独立して精算するものとし、両者の相殺は行わない。

1. **依頼施設としての支払額**：当月完了した依頼分の「委託料等の総額」＋「システム使用料（協議会が別に定める率）」＋「システム付加機能利用料等」とする。ただし、共同利用ではない一般的な「紹介」として予約が行われた場合、依頼施設のシステム使用料は発生しない。
2. **受入施設としての受取額**：当月完了した受入分の「委託料等の総額」－「システム使用料（協議会が別に定める率）」＋「システム付加機能利用料等」とする。
3. **システム付加機能利用料**：付加サービス利用料等は、同一施設において依頼・受入の双方の実績がある場合も、1 施設につき月 1 回のみ発生するものとし、1 項の支払額に含めて精算する。
4. **精算の実施**：1 項で発生する支払額は翌月末日までに当該施設が代行業者へ支払うものとし、2 項で発生する受取額は翌々月末日までに代行業者が当該施設へ支払う。
5. **滞納時の措置**：精算不足額が前項に定める支払期限を経過してもなお未納の場合、協議会は督促の上、債権の回収に必要な措置を講じることができる。

### 第 14 条（支払方法および各種事務手数料）

1. **支払方法**：本システムにおける利用料等、各種手数料の支払方法は、銀行振込、口座振替、またはクレジットカード決済のみとする。なお、銀行振込による支払いの際に発生する振込手数料は、支払う施設側の負担とする。
2. **各種事務手数料**：代行業者から施設へ委託料（報酬）の支払いを行う際、または誤入金等による返金処理が発生した際などは、協議会が別途定める額の事務手数料を申し受け、支払額から差し引く、または別途請求するものとする。
3. **請求書の発行**：請求書はオンラインによる発行を原則とする。紙媒体による請求書の発行または再発行を希望する場合、発行事務手数料として協議会が別途定める額が発生する。
4. **領収書の発行**：領収書の発行は、利用施設からの申請に基づき行うものとする。発行を希望

する場合は、協議会が定める方法により申請するものとし、紙媒体による発行または再発行には、発行事務手数料として協議会が別途定める額が発生する。

#### **第 15 条（通知サービスおよびシステム付加機能利用料）**

1. 本システムからの予約受付やお知らせなどの各種通知は、原則として電子メールまたは本システムの画面内表示によって行う。電子メールによる通知は送信時点で、本システムの画面内表示による通知は掲示時点で、それぞれ利用施設に到達したものとみなす。
2. 利用施設が、前項以外の通知手段（FAX、SMS 等）や、その他協議会が提供するシステム付加機能の利用を希望する場合は、本システムでの予約実績の有無にかかわらず、協議会が別途定めるシステム付加機能利用料を支払うものとする。
3. 前項のシステム付加機能の内容および利用料の詳細については、本システム上の案内または協議会が発行する料金表等に定めるところによる。
4. 協議会は、提供するシステム付加機能の種類を追加、変更または終了することができるものとし、これに伴う利用料の改定については、本システム上での掲示等により利用施設に周知するものとする。

---

### **第 6 章 禁止事項および利用停止**

#### **第 16 条（禁止行為）**

本システムの利用に際し、次の各号に掲げる行為を禁止する。

1. 虚偽の情報登録、不正アクセスまたは不正利用。
2. 医療機関間の不当な価格調整。
3. 患者情報の目的外利用。
4. 本システムで空き枠のみを確認し、システム使用料を免れる目的でシステム外から予約を行う行為。
5. その他、協議会の運営を妨害する行為。

#### **第 17 条（違反時の措置）**

利用施設が前条の禁止事項に違反した、または客観的に不当な利用と判断された場合、協議会は事前の通知または催告なく、以下の措置を講じることができる。

1. 違反行為の是正を求める警告
2. 利用の一時停止
3. 当該利用施設および所属職員のアカウントの停止・削除

※本措置により施設に不利益が生じた場合でも、協議会は一切の責任を負わない。

---

### **第 7 章 システムの運用・中断・終了および退会**

#### **第 18 条（システムのメンテナンスおよび提供の中断）**

協議会は、次の各号に該当する場合、本システムの提供を中断または停止することができる。定期メンテナンスは協議会が別途定めるスケジュールに従って実施し、本システム上での事前掲示をもって通知に代えるものとする。また、緊急時は予告なく停止する場合がある。

1. システム保守点検を行う場合。
2. 災害、停電その他やむを得ない事由が生じた場合。
3. 不正利用のおそれがある場合。

## 第 19 条（提供の終了）

1. 協議会は、都合により本システムの内容を変更し、または提供を終了することができる。終了する場合は、事前に本システム上への掲示またはそれに代わる方法により利用施設に通知するものとする。
2. 協議会は、本システムの内容変更または終了により生じた損害について、協議会の故意または重過失による場合を除き、責任を負わない。

## 第 20 条（退会手続および利用終了）

利用施設は、本システムの利用終了（退会）を希望する場合、協議会に対して退会の申し入れを行うものとする。協議会が当該申し入れを受け入れた日の属する月の末日をもって退会とする。ただし、退会日まで生じた利用料等の支払義務や対価の受取権利は存続するものとし、すべての精算が完了した時点をもって退会手続の完了とする。

---

## 第 8 章 個人情報および秘密情報の取扱い

### 第 21 条（個人情報保護）

利用施設および協議会は、本システムを通じて取り扱う患者の個人情報および画像データ等について、個人情報保護法、関連ガイドラインに基づき、適切に管理・保護するものとする。

### 第 22 条（秘密保持義務）

利用施設は、本システムの利用を通じて知り得た他施設の利用料設定等の情報、個別の予約条件、取引条件、および本システムに関する技術上・運営上の情報について、相手方施設または協議会の事前の同意なく第三者に開示してはならない。

---

## 第 9 章 免責および一般条項

### 第 23 条（免責事項）

1. 協議会は、本システム上の空き枠や登録情報の正確性、真実性について何ら保証するものではない。
2. 本システムは医療行為を代替するものではなく、医療上の判断、診断および治療はすべて利用施設の責任において行われる。
3. 協議会は、本システムの利用により生じた医療事故、診断の誤り、患者との紛争、施設間・第三者間のトラブル、および保険請求に関する監査上の責任（返還金等）について、協議会の故意または重過失による場合を除き、責任を負わない。

### 第 24 条（知的財産権の帰属）

本システムに関するプログラム、ソフトウェア、デザイン等の著作権およびその他一切の知的財産権は、システムの開発元である R-Vision SHIP 株式会社 に帰属する。協議会は本システムの運営および利用許諾の権利を有するものとし、利用施設は本システムを無断で複製、改変、リバースエンジニアリング等をしてはならない。

### 第 25 条（規約の変更）

1. 協議会は、運営委員会の承認を得て本規約を変更することができる。
2. 変更後の規約は、本システム上への掲示または電子メールによる通知をもって利用施設に周知するものとし、周知の際に定める効力発生日から効力を生じるものとする。効力発生日以降に利用施設が本システムを利用した場合、変更後の規約に同意したものとみなす。

## 第 26 条（疑義の決定および管轄裁判所）

1. 本規約に定められていない事項または疑義が生じた事項のうち、施設間の利用関係に係るものについては、依頼施設と受入施設間で協議を行い、解決をはかるものとする。本システムの運営または機能に係る事項については、協議会が対応を判断するものとする。
2. 本規約に関する一切の紛争については、高松地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

---

## 附則

本規約は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。